

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 1 月20日

【会社名】 楽天銀行株式会社（旧会社名 イーバンク銀行株式会社）

【英訳名】 Rakuten Bank, Ltd.（旧英訳名 eBANK Corporation）

（注）平成21年 6 月29日開催の第10期定時株主総会の決議により平成22年 5 月 4 日をもって当行商号を「イーバンク銀行株式会社（英訳名eBANK Corporation）」から「楽天銀行株式会社（英訳名Rakuten Bank, Ltd.）」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高執行役員 國重 惇 史

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番 3 号

【電話番号】 03(5781)8211（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員財務本部長 大塚 年 比 古

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 4,936,536,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	149,592株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。なお、単元株式数は200株となっております。

- (注) 1. 平成23年1月20日開催の取締役会決議によります。
 2. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
 3. 当行は普通株式と異なる種類の株式として、甲種優先株式及び乙種優先株式（以下「優先株式」と総称します。）についての定めを定款に定めています。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の200株であり、優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	149,592株	4,936,536,000	2,468,268,000
その他の者に対する割当			
一般募集			
計(総発行株式)	149,592株	4,936,536,000	2,468,268,000

- (注) 1. 「発行数」「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少いたします。
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、一株当たりの払込金額（会社法上の払込金額）は33,000円であります。
 3. 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、2,468,268,000円であります。なお、一株当たりの増加する資本金の額及び資本準備金の額は16,500円であります。
 4. 平成23年1月20日（木）の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主（当行の完全親会社である楽天株式会社）に対し、その所有株式1株につき0.068株の割合をもって（割当てを受ける株式総数149,592株をもって）、平成23年2月7日を割当日とし、割り当てる予定であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
33,000	16,500	1株	平成23年2月7日（月）	1株につき33,000	平成23年2月7日（月）

- (注) 1. 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 申込みの方法は、申込期間内に後記「(3)申込取扱場所」記載の申込取扱場所に申込証拠金を添えて申し込むものとし、払込期日に後記「(4)払込取扱場所」記載の払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとし、会社法上の申込期日は平成23年2月7日（月）であります。
 3. 申込証拠金には、利息をつけません。
 4. 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 5. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式にかかる株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。また、申込みがない株式（失権株式）については発行いたしません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
楽天銀行株式会社 財務本部 総合資金部	東京都品川区区東品川4丁目12番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,936,536,000	4,000,000	4,932,536,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。払込金額の総額及び差引手取概算額は、失権株式が生じた場合には減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額4,932,536,000円につきましては、財務内容の健全性確保のため自己資本比率（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。）に定められた算式により算定される比率）における基本的項目（Tier 1）の拡充等を目的とした運転資金に充当し、平成23年3月期中には、他の保有資金と合わせ国債等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）及び半期報告書（第12期中）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日（平成22年6月29日及び平成22年12月17日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年1月20日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年1月20日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

当行は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）の提出日（平成22年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年1月20日）までの間において、次の臨時報告書を提出しております。

（平成22年8月20日提出の臨時報告書）

1. 提出事由

当行は、平成22年8月19日開催の取締役会において、楽天株式会社（以下「楽天」といいます。）との間で楽天を株式交換完全親会社とし、当行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	楽天株式会社
本店の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番3号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷浩史
資本金の額 （平成21年12月31日現在）	107,605百万円
純資産の額 （平成21年12月31日現在）	（連結）218,619百万円
	（単体）262,335百万円
総資産の額 （平成21年12月31日現在）	（連結）1,759,236百万円
	（単体）489,059百万円
事業の内容	総合インターネット・サービス業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）（単位：百万円）

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
売上高	213,938	249,883	298,252
営業利益	118	47,151	56,649
経常利益	2,376	44,531	54,890
当期純利益	36,898	54,977	53,564

(単体) (単位：百万円)

	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
売上高	61,630	89,663	113,555
営業利益	18,471	27,743	37,805
経常利益	19,731	26,767	37,154
当期純利益	17,243	38,243	41,765

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成21年12月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める 持株数の割合(%)
株式会社クリムゾングループ	17.29
三木谷 浩史	16.58
三木谷 晴子	11.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.48

(注) 1 フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアールエルエルシー(FMR LLC)から平成20年9月22日付で提出された大量保有報告書及び平成21年12月7日付で提出された変更報告書により、平成21年11月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告がなされておりますが、楽天として平成21年12月31日現在における所有株式数の確認ができていないとのことです。上表には含めておりません。

なお、大量保有報告書及び変更報告書の内容は以下のとおりです。

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める 持株数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	4.41
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)	2.78

2 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)から平成22年1月20日付で提出された大量保有報告書により、平成22年1月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告がなされております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める 持株数の割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンドカンパニー(Baillie Gifford & Co)	0.62
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)	4.43

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：平成22年6月30日現在、楽天は当行の普通株式2,080,787株(当行の平成22年3月31日現在の発行済株式総数に占める所有割合で88.57%、総株主等の議決権の数に占める議決権保有割合で96.11%)を保有しております。

人的関係：当行取締役のうち5名は、楽天の取締役又は執行役員を兼務しております。また、当行監査役のうち2名は、楽天の執行役員又は取締役を兼務しております。

取引関係：当行は、楽天との間で、相互に顧客誘導に関する業務委託を行っており、また、通常の各種銀行取引関係があります。

（２）本株式交換の目的

当行は、平成13年7月に開業した、平成21年12月末時点で339万超の口座数を有するインターネット專業銀行です。

インターネット專業銀行は、インターネット技術の発達に伴い、顧客対応コストの低減を図り、24時間金融取引を提供すること等を目的として誕生した、新しい銀行業の形態です。当行は、インターネットを經由して、何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済、FX・投信等の金融商品の提供、各種預金サービス、個人向け無担保ローンや運用投資等により、事業展開を行っております。

当行は、従前、証券化商品をはじめとする有価証券及び金銭の信託を中心とした運用を行ってまいりましたが、いわゆる「サブプライム問題」に端を発する世界的な金融市場の混乱等から、主として運用投資において損失が発生し、平成21年3月期まで最終赤字を計上してまいりました。

楽天を中核とする楽天グループは、インターネット・サービスを通じた、人々と社会への“エンパワーメント”を経営の基本理念とし、総合的なインターネット・サービス企業グループとして物販を中心としたEC（エレクトロニック・コマース＝電子商取引）に関するサイト運営・サービス提供等を行う「EC事業」、クレジット・カードの発行による資金決済や関連するサービスを行う「クレジットカード事業」、インターネットを通じた銀行業務を行う「銀行事業」、インターネット広告事業等を行う「ポータル・メディア事業」、宿泊予約等旅行関連のサイト運営・サービス提供等を行う「トラベル事業」、オンライン証券取引サービス等を提供する「証券事業」、プロ野球球団の運営や関連商品の企画・販売等を行う「プロスポーツ事業」、中継電話サービス及びIP加入電話サービスを中心とした通信サービスを提供している「通信事業」並びにプリペイド（先払い）型電子マネー『Edy』事業の運営・企画を行う「電子マネー事業」をはじめとするさまざまな事業を展開しております。

このような事業展開の一環として、楽天は、平成20年8月に当行と資本・業務提携に関する基本合意書を締結して、平成20年9月に当行が楽天に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資（払込金額の総額 19,980百万円）を引き受けた後、平成21年2月に金融庁より銀行法に基づく主要株主認可を受け、上記イーバンク銀行乙種優先株式を普通株式に転換し、当行を連結子会社化しました（なお、楽天は、平成21年3月に再度第三者割当増資（払込金額の総額 9,990百万円）を引き受けております。）。また、当行は、平成21年4月1日を効力発生日とする吸収分割により、楽天の連結子会社である楽天クレジット株式会社から既存のカードローン事業部門を承継し、個人向けローン事業を開始しております。さらに、当行が平成22年3月19日に提出した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に係る意見表明報告書に記載のとおり、楽天は当行（当時の商号はイーバンク銀行株式会社）の完全子会社化を目指して、平成22年3月19日から平成22年4月30日まで、当行の発行する普通株式、新株引受権及び新株予約権を対象とする本公開買付けを実施いたしました。その結果、平成22年6月30日時点において、楽天は当行の普通株式2,080,787株（当行の平成22年3月31日現在の発行済株式総数に占める所有割合で88.57%、総株主等の議決権の数に占める議決権保有割合で96.11%）を保有しております。加えて、楽天は本書提出日現在、当行に対し、取締役5名及び執行役員2名を派遣しております。なお、当行は、楽天グループの一員であることを明確にすること等を目的に、平成21年6月29日開催の当行の株主総会決議及び平成22年1月21日開催の当行の取締役会決議に基づき、平成22年5月4日より商号を「楽天銀行株式会社」に変更しております。

このように、楽天は、上記一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化を通じ、当行が強みを持ち、電子商取引と高い親和性を有するとされる「電子決済」の機能を楽天及びそのグループ会社が提供する多様なサービスの中で有効に活用し、もって当行の預金者やユーザーの利便性を向上させることを企図しております。

他方、当行は、楽天から財務基盤や事業ポートフォリオの強化、人的資源に関して支援を受けつつ、営業経費の削減、リスク・リターンに適正化を目的とする調達・運用構造の見直し、並びに各種サービス・商品ラインアップの入れ替えと充実を図ってまいりました。その結果、当行の全社的な経営課題の一つであった、一時的な費用・損失を除いた本業での収益指標である「基礎収支」は、平成22年3月期において黒字に転じております。また、過去に行ったリスクの高い金融商品への投資についても、引当金の計上や減損処理を進めることにより、リスク対応能力を改善させております。

以上のとおり、当行と楽天との間の一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化は成果を上げてきましたが、楽天においては、当行が今後、楽天及びそのグループ会社との事業上の相乗効果を最大限に発揮していくことを目指していく中で、経営上の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、経営資源の有効な活用を促進していくためには、当行を完全子会社化し、必要な施策を推進していける体制を構築することが必要との認識に至ったとのことです。

楽天としては、当行を完全子会社化することにより、インターネット・サービス企業の一員にふさわしい経営のスピード感をグループ全体で実現するとともに、さらなる効率化の実現を通じ、楽天グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化を実現することが可能になるものと見込んでいるとのことです。楽天のこのような取り組みは、世界経済の回復傾向により、一定の回復の兆しが見られるものの依然不安定さを有している金融市場の状況を鑑みた際、今後も当行が安定的な利益を確保し、健全な財務体質を実現していく観点から最善の選択であるものと判断したとのことです。

一方、当行にとりまして、楽天の完全子会社となることにより、親会社である楽天及び楽天グループ各社の有する人的・物的リソース、及び知的財産を一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性の向上等を通じ、当行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専業銀行としてのさらなる成長と企業価値の増大に結びつけることが可能になると考えております。

楽天は、本公開買付けの開始に際して、本公開買付け成立後、当行の発行済株式の全て（当行及び楽天の保有するものを除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、株式交換により当行の発行済株式の全てを取得し、当行を完全子会社とする予定である旨表明しておりましたが、以上のような経緯を踏まえ、当行及び楽天は、本株式交換を行うことを合意し、平成22年8月19日付で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、楽天は、当行の完全子会社化後も、当行が銀行業として公益の観点から求められる経営の独立性を尊重しながら、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には当行の預金者、顧客をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、利便性や付加価値の高い商品やサービスを提供していけるような取り組みを進めていく所存であるとのことです。また、従来から当行の取締役会については、楽天以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制としてきましたが、楽天は、当行を完全子会社化した後も、かかる体制を変更しない予定とのことです。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

本株式交換契約に基づき、楽天は、平成22年10月15日を効力発生日として、本株式交換により楽天が当行の発行済株式（楽天が保有する当行の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当行の株主名簿に記載又は記録された当行の株主（楽天を除きます。）に対し、当行の普通株式に代わり、その保有する当行の普通株式の数に0.52を乗じた数の楽天の普通株式を交付します。なお、本株式交換により、楽天が当行の株主に交付しなければならない楽天の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）に相当する数の楽天の株式を売却し、当該端数部分に応じてその代金が楽天より支払われる予定です。また、当行は、基準時まで、保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当行の取締役会の決議により消却する予定です（なお、平成22年6月30日現在で当行が保有する自己株式は137,653株です。）。

なお、楽天は、本株式交換において、楽天が保有する自己株式を使用しないとのことです。

また、楽天については、会社法第796条第3項本文の規定に基づき簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ないで行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	楽 天 (株式交換完全親会社)	当 行 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.52

(注) 株式交換比率：当行の普通株式1株につき、楽天の株式0.52株が割当交付されます。ただし、楽天が保有する当行の株式2,080,787株については、本株式交換による株式の割当ては行われません。

その他の株式交換契約の内容

当行が楽天との間で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

楽天株式会社(本店所在地：東京都品川区東品川四丁目12番3号。以下「甲」という。)及び楽天銀行株式会社(本店所在地：東京都品川区東品川四丁目12番3号。以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。)に対して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。)の保有する乙の普通株式(以下「乙株式」という。)の数の合計に0.52を乗じた数の甲の普通株式(以下「甲株式」という。)を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の各株主(甲を除く。)に対し、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された当該株主の保有する乙の株式数に0.52を乗じて得た数の甲株式を割り当てる。
3. 前2項に従って乙の株主に対して割り当てる甲株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に基づき、これを処理する。

第3条 (株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条第1項に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金の額 0円

第4条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成22年10月15日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙の合意により、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、平成22年9月9日を開催日として臨時株主総会(以下「本株主総会」という。)を招集し、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、必要に応じて甲乙の合意によりこの開催日を変更することができる。

第6条(会社の財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結から本効力発生日までの間において、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲乙合意のうえ、これを行うものとする。

第7条(自己株式及び新株予約権の処理)

1. 乙は、基準時まで、その保有する自己株式を実務上可能な範囲で消却する。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権及び新株引受権(但し、平成12年9月26日開催の臨時株主総会決議及び平成12年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、平成13年2月22日開催の臨時株主総会決議及び平成13年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、並びに本効力発生日の前日までに行使されたものを除く。)(以下「本新株予約権」という。)をすべて無償取得し消却するか、又はその他の方法により消滅させるものとする。
3. 乙は、かかる自己株式及び本新株予約権の消滅の方法及び条件につき、甲と協議のうえ決定する。

第8条(本契約の解除及び株式交換条件の変更)

本契約締結から本効力発生日までの間において、()甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、()甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動を与える可能性のある事実が判明した場合、()本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意のうえ、本契約を解除して本株式交換を中止し、又は本株式交換に関する条件を変更することができる。

第9条(本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 本株主総会の承認が得られなかった場合
- (2) 会社法第796条第4項の規定に基づき、本株式交換について甲の株主総会による承認が必要となった場合
- (3) 乙において、本効力発生日の前日までに、本新株予約権のすべての消滅が完了しなかった場合

第10条(協議事項)

本契約に定めのない事項その他本株式交換に必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年8月19日

甲：東京都品川区東品川四丁目12番3号
楽天株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

乙：東京都品川区東品川四丁目12番3号
楽天銀行株式会社
代表取締役社長 國重 惇史

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当行及び楽天がそれぞれ別個に、当行及び楽天から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当行は株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)を、楽天はアビームM&Aコンサルティング株式会社(以下「アビームM&Aコンサルティング」といいます。)を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

アビームM&Aコンサルティングは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、楽天の株式価値については、楽天株式が株式会社大阪証券取引所が運営するジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(平成22年8月18日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、及び3ヶ月間の終値平均値)を採用して算定を行い、一方、当行の株式価値については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一つであり、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用して算定を行ったとのことです。

当該手法の採用理由は、当行が金融機関であり、受取利息及び支払利息についても事業から生じるキャッシュフローを構成していること、銀行法等の自己資本比率の規制を受けるため、事業の成長に伴い一定の自己資本を維持する必要があることから、株主に帰属するキャッシュフローであるエクイティ・キャッシュフロー(楽天と当行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した当行の将来利益計画に基づいた当期純利益から一定の自己資本比率を満たすために必要となる社内留保分を差引いたもの)を用いて評価を行うことが適切であると判断したためとのことです。なお、市場株価法については、当行が非上場企業であることから採用しておらず、類似会社比準法については、当行の事業の中心であるインターネット専業銀行をコア事業とする類似上場企業の数十分ではないと考えられることから、当行の株式価値評価には適さないものとして採用していないとのことです。

また、アビームM&Aコンサルティングは、当行の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当行から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けています。

アビームM&Aコンサルティングは、上記の各方法による両社の株式価値の算定結果に基づき、楽天の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率を以下のように算定したとのことです。

株式交換比率の算定レンジ 0.50~0.63

アビームM&Aコンサルティングは、株式交換比率の算定に際し、楽天及び当行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したこれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行ってはいないとのことです。また、当行とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、当行の財務予測については、当行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、アビームM&Aコンサルティングの算定は、平成22年8月18日現在までの情報と経済諸条件等を反映したものととのことです。

また、アビームM&Aコンサルティングが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見(フェアネス・オピニオン)を表明するものではないとのことです。

一方、KPMGFASは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、上場会社である楽天の普通株式価値については、市場株価が存在することから市場株価平均法を用いて分析しました。市場株価平均法においては、平成22年8月18日を基準日とし、基準日の株価終値、直近1ヶ月間(平成22年7月20日~平成22年8月18日)及び直近3ヶ月間(平成22年5月19日~平成22年8月18日)の各取引日の株価終値平均を採用した分析を行っています。一方、非上場会社である当行の普通株式価値については、主として当行の将来の事業活動の状況を反映した財務予測に基づく配当割引モデル分析法(以下「DDM法」といいます。)を用い、参考として類似会社比較法を用いて分析を行いました。DDM法においては楽天と当行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した財務予測を基礎としています。また、類似会社比較法においては過去の公開買付事例における公開買付価格に付加された市場株価に対するプレミアムの水準を分析・考慮しています。上記の各方法による当行及び楽天の株式価値の算定結果に基づき算定された、楽天の1株当たり普通株式価値を1とした場合の当行の1株当たり普通株式価値の比率は以下のとおりです。

採用手法 当行の普通株式価値比率
（楽天株式 = 1.00）
楽天株式 当行株式
市場株価平均法 DDM法 0.448 ~ 0.544
（参考）
市場株価平均法 類似会社比較法 0.384 ~ 0.501

なお、KPMG FASは、株式交換比率の算定に際して、当行及び楽天より提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当行及び楽天とその関係会社の資産又は負債（偶発負債を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め独自に鑑定、評価、査定を行っておらず、第三者算定機関による鑑定又は査定結果の提供を受けておりません。加えて、使用した財務予測については当行及び楽天の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること及び株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報が存在しないことを前提としております。KPMG FASによる株式交換比率の算定は、平成22年8月18日現在までにKPMG FASが入手した情報と経済情勢を前提としたものです。

また、KPMG FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

当行及び楽天は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、本公開買付けの結果を勘案の上、当行の株式価値について、本公開買付けの買付価格を基準として、両者間で協議・交渉を行いました。その結果、当行の株式価値を本公開買付けの買付価格と同額の1株当たり33,000円、楽天の株式価値を1株当たり62,900円と評価し、本株式交換における株式交換比率を上記のとおりとすることで合意いたしました。

算定機関との関係

KPMG FAS及びアビームM&Aコンサルティングはいずれも、楽天及び当行から独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

公正性を担保するための措置

上記「（１）提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係」並びに「（２）本株式交換の目的」記載のとおり、楽天は当行の総株主の議決権の96.11%を保有し、当行は楽天の連結子会社であり、また、当行と楽天の間には人的関係もあることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当行及び楽天は上記及びで述べたとおり、それぞれ個別に当行及び楽天から独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、楽天はアビームM&Aコンサルティングに、当行はKPMG FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。なお、当行及び楽天は、ともに第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

利益相反を回避するための措置

楽天及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務していない常勤取締役である鹿戸丈夫氏、並びに当行及び楽天の業務執行を行う経営陣から独立した当行の社外取締役である磯崎隆郎氏、池田克朗氏、須藤修氏及び関原健夫氏は、当行の担当者から、本株式交換について詳細な説明を受け、本株式交換の目的、株式交換比率その他諸条件及び当行取締役会の意思決定過程の妥当性等について慎重に検討を行いました。

その結果、平成22年8月19日開催の当行取締役会において、本株式交換が当行が提供するサービスのクオリティや収益性を更に向上させ、当行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としての成長と企業価値の増大に寄与するものであるとともに、株式交換比率を含め本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、出席取締役全員一致により本株式交換を承認いたしました。出席取締役は上記当行常勤取締役及び社外取締役のうち、所用により欠席しました池田克朗氏及び関原健夫氏を除く取締役となります。

なお、当行の取締役のうち、三木谷浩史氏、國重惇史氏、野原彰人氏、杉原章郎氏及び花井健氏は、楽天及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務しているため、当行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本株式交換に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、かつ、当行の立場において楽天との協議・交渉には参加しておりません。また、当行の監査役である妹尾良昭氏は、当行の取締役会が本株式交換に関する決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。当行の監査役である関榮一氏及び社外監査役である高山健氏は、それぞれ楽天の執行役員及び取締役であるため、当行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。

当行の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当行が発行した新株予約権については、当該新株予約権の保有者に対して楽天の新株予約権は交付されません。また、当行が商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）の規定により改正される前の商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権についても、当該新株引受権の保有者に対して楽天の新株予約権は交付されません。これらにつきましては、平成12年9月26日開催の臨時株主総会決議及び平成12年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、平成13年2月22日開催の臨時株主総会決議及び平成13年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、並びに本株式交換の効力発生日の前日までに行使されたものを除き、本株式交換の効力発生日の前日までに、無償取得し消却するか、その他の方法により消滅させる予定です。なお、当行は新株予約権付社債を発行しておりません。

- (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

会社の商号	楽天株式会社
本店の所在地	東京都品川区東品川四丁目12番3号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷浩史
資本金の額	本件株式交換に伴う異動はありません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	総合インターネット・サービス業

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第12期中)	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月17日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 正明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 和紀 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付けで、楽天クレジット株式会社より、カードローン事業を吸収分割により承継している。
- 重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は吸収分割に反対する株主より、普通株式137,133株について、自己株式の買取を行っている。
- 重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成21年5月27日開催の取締役会決議に基づく「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」「剰余金の処分の件」の議案について、平成21年6月29日開催の定時株主総会において、承認決議されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社（旧会社名：イーバンク銀行株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天銀行株式会社（旧会社名：イーバンク銀行株式会社）及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 正明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 和紀 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付けで、楽天クレジット株式会社より、カードローン事業を吸収分割により承継している。
- 重要な後発事象2．に記載されているとおり、会社は吸収分割に反対する株主より、普通株式137,133株について、自己株式の買取を行っている。
- 重要な後発事象3．に記載されているとおり、会社は平成21年5月27日開催の取締役会決議に基づく「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」「剰余金の処分の件」の議案について、平成21年6月29日開催の定時株主総会において、承認決議されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社（旧会社名：イーバンク銀行株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天銀行株式会社（旧会社名：イーバンク銀行株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 和紀 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 橋上 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、楽天銀行株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 和紀 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 橋上 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天銀行株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。